

埼玉県障害者雇用優良事業所認証事業実施要綱

(通則)

第1条 この要綱は、埼玉県障害者雇用優良事業所認証事業の実施に必要な事項を定める。

(目的)

第2条 埼玉県内に所在する事業所のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律（（昭和35年法律第123号）以下「障害者雇用促進法」という。）に基づき障害者を率先して雇用し、その能力の活用に積極的なものを埼玉県知事が認証し、その取組内容を広く紹介することにより、社会的に評価される仕組みをつくり、障害者雇用への理解と雇用の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号によるものとする。

(1) 事業所とは、県内の公共職業安定所に事業所登録をしている事業所をいう。

(2) 事業所の障害者雇用率とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく算定方法により算出した割合をいう。ただし、雇用する対象障害者である労働者の数及び雇用する労働者の数の算定に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年省令第19号）第6条の10第1項第1号に規定する就労継続支援A型の便宜を供与されている障害者は含めない。

(認証基準)

第4条 埼玉県知事（以下「知事」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たしている事業所（国、地方公共団体の事業所を除く。）を「埼玉県障害者雇用優良事業所」として認証することができる。

(1) 設立から3年を経過していること。

(2) 申請日現在における障害者雇用率が2.8%以上であること。

(3) 過去3年間に於いて、事業所の障害者雇用率が障害者雇用促進法で定める障害者雇用率以上であること。

(4) 過去3年間に於いて、労働関係法令違反がないこと。

(5) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。

(認証の申請)

第5条 前条第1項の認証を受けようとする事業所の代表者は、埼玉県障害者雇用優良事業所認証申請書（様式第1号）及び必要書類（以下「申請書等」という。）を知事に提出するものとする。

(認証の決定)

第6条 知事は、提出された申請書等を審査し、認証するときは埼玉県障害者雇用優良事業所認定証（様式第2号）により、認証しないときは埼玉県障害者雇用優良事業所不認証決定通知書（様式第3号）により事業所に通知するものとする。

2 知事は、前項の審査のために必要と認めるときは、当該事業所の現地調査を行うことができるものとする。

3 認証の有効期限は、認証日から起算して2年を経過した日以降における最初の3月

3 1 日までとする。

(認証の更新)

第7条 埼玉県障害者雇用優良事業所として認証された事業所（以下「認証事業所」という。）は、認証の更新を希望する場合には、有効期限が到来する年の1月4日から3月10日までの間に、申請を行うものとする。ただし、3月10日が土日祝日に当たる場合は、その前日までとする。

2 前項の手續等については、第5条及び前条第1項を準用する。

3 認証の更新に限っては、第3条第1号の規定は適用しない。

(認証の取消し)

第8条 知事は、認証事業所が次の各号のいずれかに該当したときは、当該認証を取り消すものとする。

(1) 第4条第1項の要件に該当しないことが明らかになったとき。

(2) 認証事業所から、埼玉県障害者雇用優良事業所認証取消申請書（様式第4号）により、認証取消しの申請があったとき。

(3) その他認証事業所として適当でない事由が生じたとき。

2 認証事業所は、前項第1号に該当したときは、様式第4号を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項に基づき取消しを行ったときは、埼玉県障害者雇用優良事業所認証取消決定通知書（様式第5号）により認証事業所に通知する。

(変更の届出)

第9条 認証事業所は、次の各号について変更があったときは、埼玉県障害者雇用優良事業所変更届出書（様式第6号）により、知事に届け出なければならない。

(1) 商号または名称

(2) 所在地

(3) 認証事業所の代表者

(シンボルマークの使用)

第10条 認証事業所は、別記のシンボルマークを会社案内、名刺等、知事が認める用途に使用することができる。ただし、有償で頒布する製品等への使用は認めない。

2 認証事業所の希望により、前項のシンボルマークの色を当該事業所のコーポレートカラー等に変えて使用することは差し支えないものとする。

(普及啓発)

第11条 知事は、認証事業所の障害者雇用に関する取組をホームページや発行物等を通じて周知し、事業所における障害者雇用について普及啓発に努めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

(別記)

埼玉県障害者雇用優良事業所認証マーク



埼玉県障害者雇用優良事業所